

自動解約付定期積金規定

1. (積金契約の成立)

当金庫は、お客様から定期積金（以下「この積金」という。）に係る、当金庫所定の申込書の提示を受け、これを承諾したときは、当該積金に係る契約が成立するものとします。

2. (掛金の払込み)

この積金の払込み（以下、「掛込」という。）は、以下の要領で支払指定口座からの口座振替とします。

- (1) 普通預金規定または当座預金規定にかかわらず、初回を除く第2回目以降の掛込は通帳・払戻請求書の提出を受けることなしに掛込日（以下「振替日」という。）に支払指定口座から自動的に引落します。
- (2) 振替日に支払指定口座の資金残高が掛込金額に満たない場合には、振替日の翌営業日以降、当金庫所定の日に掛込を行います。
- (3) 同日に他の自動振替やこの積金口座が複数あり、支払指定口座の資金残高がそのすべての引落とし金額に満たない場合には、そのいずれを引落しするかは当金庫の任意とします。
- (4) 口座振替は当該定期積金の掛込終了までとします。

3. (給付契約金の支払時期)

この積金は、満期日以後に給付契約金を支払います。

4. (給付補填金等の計算)

- (1) この積金の給付補填金は、定期積金お申込内容のお知らせ記載の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。
- (2) 約定どおり掛込が行われなかったときは、つぎにより利息相当額を計算します。
 - ① この積金の契約期間中に定期積金お申込内容のお知らせ記載の掛金総額に達しないときは、掛込日から満期日の前日（解約日が満期日の翌以後の場合は解約日の前日）までの期間について、次の③の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。
 - ② 当金庫がやむを得ないものと認めて満期日前の解約をするときは、掛込日から解約日の前日までの期間について、次の③の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。
 - ③ 上記①②の計算に適用する利率は、つぎのとおりとします。
 - ア. 初回掛込日から①の場合は満期日、②の場合は解約日までの期間が1年未満のものは、解約日における普通預金利率。
 - イ. 初回掛込日から①の場合は満期日、②の場合は解約日までの期間が1年以上のものは、約定年利回×60%（小数点第3位以下は切捨て、この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします）。
 - ④ この計算の単位は1円とします。

5. (先払割引金の計算等)

- (1) この積金の掛金が払込日前に掛込まれたときは、先払割引金を定期積金お申込内容のお知らせ記載の利回に準じて満期日に計算します。
- (2) 先払分に応じて満期日の繰上げは行いません。

6. (満期自動解約処理)

当初満期日の前日までにすべての掛金の掛込が完了しており、かつ、その他当金庫所定の要件を満たす場合には、次のとおり取扱います。

- (1) 当該積金は、当初満期日に自動的に解約され、給付契約金(税引後)の全額について、指定の口座へ入金されるものとします。
- (2) 当該積金は、当初満期日に自動的に解約され、給付契約金(税引後)の全額から遅延期間に相当する遅延利息を差し引いた金額について、指定の口座へ入金されるものとします。

7. (届出事項の変更)

印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出を行われなかったことに生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

8. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、積金契約者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (5) 前4項の届出を行われなかったことに生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

9. (印鑑照合等)

預金払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱った場合は、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

なお、積金契約者は、盗取された印章を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

10. (反社会的勢力との取引拒絶)

この積金口座は、後記第12条第5項第1号、第2号アからカおよび第3号アからオのいずれかに該当しない場合に利用することができ、第12条第5項第1号、第2号アからカまたは第3号アからオの一つでも該当する場合には、当金庫はこの積金口座の開設をお断りするものとします。

11. (取引の制限)

- (1) 当金庫は、積金契約者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。積金契約者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 日本国籍を保有せず本邦に居住する積金契約者は、当金庫の求めに応じ適法な在留資格・在留

期間を保持している旨を当金庫所定の方法により届け出るものとします。当該積金契約者が当金庫に届け出た在留期間が経過した場合、本規定にもとづく取引の一部を制限することができるものとします。

- (3) 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する積金契約者の回答、具体的な取引の内容、積金契約者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 本条第1項から第3項に定めるいずれの取引の制限についても、積金契約者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

12. (中途解約等)

- (1) この積金を解約する場合には、当金庫所定の預金払戻請求書に届出の印章により記名押印（または署名押印）して当金庫に提出してください。
- (2) 前項の解約の手續きに加え、当該預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。
- (3) 第1項における記名押印（または署名押印）は、個人である積金契約者本人による手續の場合に限り、当金庫が認めたときは、届出の印章の押印を受けず本人の署名をもってこれに替えることができます。
- (4) 次の各号の一つでも該当した場合には、当金庫はこの積金取引を停止し、または積金契約者に通知するなどにより、この積金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この積金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この積金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ③ この積金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (5) 前項のほか、次の各号の一つでも該当し、積金契約者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの積金取引を停止し、または積金契約者に通知することによりこの積金口座を解約することができるものとします。
 - ① 積金契約者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 積金契約者が次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - ア. 暴力団
 - イ. 暴力団員
 - ウ. 暴力団準構成員
 - エ. 暴力団関係企業

オ. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

カ. その他前アからオに準ずる者

③ 積金契約者が、自らまたは第三者を利用して次のアからオに該当する行為をした場合

ア. 暴力的な要求行為

イ. 法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

エ. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

オ. その他前アからエに準ずる行為

1 3. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

1 4. (保険事故発生時における積金契約者からの相殺)

- (1) この積金は、当金庫に預金保険法に定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この積金に、積金契約者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で積金契約者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとします。届出印を押印した預金払戻請求書とともに通知と同時に当金庫に提出してください。
 - ② 複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定してください。ただし、この積金で担保される債務がある場合には当該債務から、または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には積金契約者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ③ 前号の充當の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充當いたします。
 - ④ 第2号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。
- (4) 相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときにはその定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

1 5. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの記載による公表その他の相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

（２）前項による変更は、公表の際に定める適用開始から適用されるものとします。

以上

附 則

令和６年１１月１日 制定